

平成25年第4回京丹波町議会定例会（第5号）

平成25年12月24日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 4 同意第 5号 監査委員の選任について
- 第 5 同意第 6号 公平委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第10 議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13 議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止について
- 第16 議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第70号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）

- 第23 議案第76号 町営土地改良事業の施行について  
第24 発議第 6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書  
第25 発委第 3号 「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求  
める意見書  
第26 閉会中の継続調査について  
第27 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1番 森 田 幸 子 君  
2番 松 村 篤 郎 君  
3番 原 田 寿賀美 君  
4番 梅 原 好 範 君  
5番 山 下 靖 夫 君  
6番 坂 本 美智代 君  
7番 岩 田 恵 一 君  
8番 北 尾 潤 君  
9番 鈴 木 利 明 君  
10番 篠 塚 信太郎 君  
11番 東 まさ子 君  
12番 山 崎 裕 二 君  
13番 村 山 良 夫 君  
15番 山 内 武 夫 君  
16番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（1名）

- 14番 山 田 均 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君

副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・原田寿賀美君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

山田均君から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、受理しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会が開催されます。議員の皆さんには、大変ご苦労さんですが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙》

○議長（野口久之君） 日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に人見亮君、湊敏君、田中強君、正田恭丈君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した人見亮君、湊敏君、田中強君、正田恭丈君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、十倉さちよ君、鈴木修君、小倉きくみ君、比村住ノ江君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した十倉さちよ君、鈴木修君、小倉きくみ君、比村住ノ江君が選挙管理員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は議長が指名しました順序に決定しました。

《日程第4、同意第5号 監査委員の選任について》

○議長(野口久之君) 日程第4、同意第5号 監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、監査委員がかわられるということで、ここに出ておられる方、小畑さんという方ではありますが、住所を見ましたら南丹市の園部町ということでもあります。これまで、私、携わってきた中で、京丹波町以外でという選任は、私は、範囲内では知らないですけれども、監査委員の選任に至るまでの経緯と考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 監査委員さんの選任につきましては、経緯といいますと、やはり、現在お務めいただいております船越監査委員さんに引き続きお世話になりたいというのが当初の思いでございましたが、辞退をされたというふうなことで、かわりの方を当然探しておったわけでございますけれども、やはり、監査事務につきましては、非常に難しい内容でもございますので、税理士さんでありますとか会計士さんでありますとか、そういった方々にお世話になっているのが、どこの市町村におきましても実態でございます。

そうしたことで、町内におきましてもいろいろ模索をしておりましたけれども、なかなか見つからなかったというふうなことから、現監査委員さんにもご推薦等をいただきました関係で、小畑先生にお世話になることになりました。

小畑先生につきましては、社会福祉協議会の監事さんもされておりましたり、また本町の指定管理者の選定委員会におきましても、委員さんとしてお世話になっておるというふうなこともございます。

さらには、ご出身も町内でいらっしゃいますので、そうした関係からも適当ではないかというふうなことで、理事者のご決定といたしますか、そうしたことで今回、選任の同意をお願いしておるといふ状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

《日程第 5、同意第 6 号 公平委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第 5、同意第 6 号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第 6 号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第 6 号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第 6 号は、同意することに決定しました。

《日程第 6、同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第 6、同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第 7 号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第 7 号は、同意することに決定しました。

《日程第 7、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにします。

《日程第9、議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 最初に、犯罪支援条例は、これは初めて制定されたんですが、3点お

伺いたします。

いじめは、ここで言われている犯罪に値するのか。

2点目は、本町において、犯罪支援条例に当たる事例が、これまであったかということをお尋ねするのと、第8条に、生活の平穩への配慮の重要性等及び犯罪被害者等の支援について、町民等への理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとするとして書いてあるんですが、広報と啓発に努めるものといったら、どのような広報、啓発をされるのか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） まず、いじめは犯罪であるかということでございますけれども、犯罪の定義といたしましては、個人の生命、身体、または財産上に危害を及ぼす行為ということになっておりますけれども、犯罪等ということでございまして、その他のそれに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす行為ということになっておりますので、該当するというふうに考えております。

それから、町内で事例があったかということでございますけれども、これまで過去何年さかのぼるかにもよりますけれども、当然、そういった犯罪等という意味ではあったものというふうに存じております。

それから、広報及び啓発でございますけれども、やはり、犯罪被害者の心理状況でありますとか、そういったことにつきまして、いわゆる風評でありますとか、そういったことによって、さらに犯罪被害者が、いわゆる二次被害と言われておりますけれども、そういったものに陥るといふようなことを防ぐ意味で、これらのことを犯罪被害者の身になって広報していくと、そうした個人のプライバシーでありますとか、そういったことに十分配慮をいただくような広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回の改正する中身なんですけれども、延滞金の割合の特例の見直しや、住宅借入金等のそういった控除期限の延長ということが上がっております。私、延滞金の割合の特例の見直しということで、利息の利率を引き下げるということ、14.6%であったものを9.3%に下げるということでありまして、これは大変、別にこれがどうこうというわけではないんですけど、この延滞金の中で、これまででも計画的に相談しながら分納されている方への、こういった延滞金、それをどのように、多分延滞金をとられていると思うんですけれども、やはり相談をする中で、こういった分納の方には延滞金をとるべきではないんじゃないかと思いますが、その点の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 分納での延滞金の対応の仕方でございますけれども、基本的には本税からいただくということでございまして、本税が終わった段階で納めることが、いただけるのか、できるのか、あるいは納めることができないのかということ、その場でそのときに判断をさせていただいて、必要とあれば免除をさせていただくという形の対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） もちろん本税からなんでありまして、延滞金を含めて多額の徴収が来たという方もお聞きいたします。相談をする中で、やはりそういった分納をされている方には、相談をしていただければ、そういった方法もあるというような助言もしていただけて

いるのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 滞納の方に関しましては、地方税機構のほうで納税相談等もお世話になっております。その中で、先ほども申しましたとおり、納められないのか、納めることができるのに納めないのか、そこのところの判断は、きちりしていただいて対応していただいておりますものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第64号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第64号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第65号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第12、議案第65号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回、グリーンランドみずほ株式会社に指定管理者として指定することには、全く異議を唱えるものではございません。

ただ、レストランみずきに隣接のマスターズハウスについて、今回の丹波ワインさんが撤

退され管理を辞退されたということによりまして、この施設もあわせてグリーンランド株式会社で管理できないものかどうかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 先ほどのマスターズハウスの件につきましては、このお願いしております指定管理の施設の中には入ってはおりません。現在のところは、一緒に指定するという事は考えていないということでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今現在はないということですが、そもそもこの施設につきましては、当初、瑞穂農業公社が管理していた施設でございまして、瑞穂ブランドづくりの拠点としてウィンナーなどの商品の工夫を重ねながら製造してまいりました。

特に製造の重要なポストにつきまして、京丹波ブランド生み出してきた責任者として、当初より担当してきた安井君が、不幸な出来事でみずからの命を絶ったということ、まことに残念でなりませんし、本人も無念であったろうというふうに思います。安井君の思いもこの地でブランド発信基地として最後まで奉公したかったんじゃないかなという思いもしておりますし、この遺志を継いでいただいて、町長も、所信表明の中で申されましたように、本町の安全でおいしい農産物をさらに、ひと手間かけて付加価値を高めるというような、6次産業化の推進に取り組んでいくというようなご決意もされたことでございますし、何とか、食材は道の駅にもたくさん集積されるわけでございますし、そうした出荷者を交えた中で、生産者協議会、仮称ですけど、そうしたものを設立していただいて、何とかそうした取り組みもあわせてできないものかというふうに、私、考えるんですけども、町長に施政の関係で、また代表取締役としての副町長の考えも、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） グリーンランドみずほ、今、指定管理のことを提案しているもので、マスターズハウス農園について、確かにこの末でもって撤退されるわけですが、また、別途協議させてもらったほうがうれしいですけど、いずれにしても、私が思うのは、食彩の工房があって、マスターズハウス農園があってとかいうような感じで、各3町が合併したのに、そういうものが別個にあって、そして私も、農業公社の時代の食品についてよばれたことあるんですけど、おいしいし申し分ないんですけど、相当税金をつぎ込んでおるんだらうなという認識でした。

そうしたことを、これからも3町それぞれの場所で開催していくのかどうか、いろいろ基本的に協議したほうがよいのではないかというふうに思っております。

ただ、地域の皆さんの意見をしっかり聞いて結論を出したいというのが今の思いでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今後につきましては、町長とよく相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 町長のお考え方はよくわかりましたんですけども、当初より、こうした施設については、利益を追求する企業に指定管理者として指定するより、長い目で見て生産者の生産意欲の向上に向けた取り組みですとか、新しい農業ブランドの発掘などに資するということでの、こういった施設が設置されたというふうに私も思っておりますし、そうしたことへの指定管理ということで、ぜひ、投資効果から言うても先ほど町長から言っていたような形の中での活用策を模索して行ってほしいなというふうに思いますし、できたら私、提案しておったんだ、グリーンランドであわせてお世話になって、瑞穂の食材、瑞穂だけではないですけども、活用したものにできないかなという思いで、提案をさせていただいたところでございます。

私が言うたようなことも含めて、今後検討いただけたらというふうに思っていますので、私の意見としてお聞きいただけたらというふうに思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 例規集を見せていただいて、第4条のところに、グリーンランドみずほは常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用するよう努めなければならないと書いてあるんですが、管理の細かいことを言って申しわけないんですが、ホッケー場の芝生と、こっちにマイクを置いての管理棟かありますね、その管理棟の鉄柱が剥げてさびが出ているんです。そういうような管理なども含めるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 一応、施設については、町の施設ということになっております。

したがって、軽微な修繕については、グリーンランド株式会社で対応していただく分もあるんですけども、大規模、または大がかりなことが必要な場合については、町もしく

は双方相談をしながらということになっております。

今、ご指摘の点につきましては、一度確認をして、また対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 今回、公の施設の指定管理者の指定ということで、グリーンランドみずほの指定期間が過ぎたということで、今回新たに期間を設けて指定されるわけでありませう。

今、岩田議員の質問の中でもありましたが、マスターズハウスの件で質問されたわけでありませうが、その中で食彩の工房とか、そういうのも含めてというような答弁もあったわけでありませうが、指定管理ということで、食彩の工房もずっと今まで経過があったわけでありませうが、9月議会で食彩の工房については、12月議会で指定管理の公募をとって、12月議会で提案させてもらって、それから来年4月から新たに出発するというようなこともお聞きしていたわけでありませうが、そういうその件について、この議会で提案もされていないので、どういう状況になっているか、この件に絡めてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） それは、食彩の工房についてですか。

東君。

○11番（東 まさ子君） 期間が過ぎて、指定管理ということで、公の施設を管理していくということで、絡めてお聞きしたんですが、だめでしょうか。

○議長（野口久之君） 今回の公の施設は、グリーンランドみずほについての議題となっております。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 先の総務文教委員会で聞かせていただいて、そのときには資料を持ち合わせていないということで、後でファクス、もしくは議員ポストに入れていただくように頼んでいた件なんですが、グリーンランドみずほ株式会社、畠中源一副町長が、今報酬ゼロでやられているということは委員会でお聞きしました。いつから畠中源一副町長がグリーンランドみずほの代表取締役になられているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 資料には、お渡しをさせていただいたと思うんですが、平成23年度からということになっております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 一つお聞きしたいんですけど、管理料というのは従前どおりで変わ

りがないんですか。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 現在の指定管理料が、年間2,000万円ということになっております。今後の平成26年4月からにつきましては、まだ確定はしておりませんが、おおむね前年度の実績ベースでこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止について》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番(森田幸子君) 12ページ、総務管理費の、先ほども指定管理のほうで言われていましたホッケー場の修繕料で128万1,000円が上がっているんですが、これに絡んで質問させていただきます。修繕していただくのは大変うれしいんですが、私見てきたところによると、芝生は全然大丈夫なんですけど、聞くところによると、グラウンドの人工芝の直していただく散水栓というんですか、それがぐるりに回ったりとか、塗料があったりとかで、がたがたで、部分的に直すんじゃないに、本当に2年後に全国インターハイが予定されておりますところでありまして、たくさんお金は要すると思うんですが、計画的に人工芝のほうも一緒に直していただく計画を立てていただくことはできないでしょうか。

○議長(野口久之君) 山森企画政策課長。

○企画政策課長(山森英二君) 先ほどのお問い合わせの件でございますが、グリーンランドのホッケー場につきましては、地中に散水栓の配管が張りめぐらせてあります。これ鉄管でございます。長年の経過に基づきまして腐食をして水圧がかかって破損しているということでございます。近年、そういう修繕箇所が増えておりまして、今回も2カ所の部分の修繕費を計上させていただいているところであります。全面的な改修ということでございますが、平成27年度には、高校総体というのもございます。当然、ホッケー場も利用される予定になっております。

ただ、全面改修をするということになりますと、かなりの高額な工事費というのが伴うというふうに思っております、財政状況も勘案しながら検討していきたいと思っております。

ただ、高額ということがありますので、その辺のところをどうするかというのは、一つの課題というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 本当にお金がたくさん要るということは、よく聞いておるんですが、このままで高校総体が、この直しただけでいけそうな状態ではないようにお聞きしたんですが、そこら辺、また手を打っていただいて、よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 6ページの第2表の債務負担行為補正、子ども・子育て支援制度システム改修事業ですが、これ当初は237万3,000円でありましたが、109万円になっているんですが、減額になった理由についてお聞きをいたします。

また、システム改修ということでありまして、当初もお聞きしたかもわかりませんが、その内容と変更点というか、わかりましたらお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 東議員さん、6ページの第2表、債務負担行為の子ども・子育て支援制度システム改修事業109万円についてのご質問でございますが、当初の200万円という金額につきましては、計画策定でございます。減額ではございませんで、これは計画以外で、国からの直接入所とか支給、利用区分の判定ですとか、入所管理を行う給付にかかわるシステムが、国とつながっております、そのシステム改修をしなければならないということで、本年度と来年度に合わせて計画をしております、その分の次年度の分が109万円でございます。計画とは別のものということをご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） いろいろとあり方自体が変わってくると思うんですが、今、利用区分というふうにおっしゃられましたけれども、利用区分ということはどういうことなのかお聞きをしておきたいのと、それから、21ページの道路新設改良費であります、ここで丹波パーキングエリア関係の道路ということで1億1,050万円というふうな説明があったんですが、これずっと今回も新しく町道認定とか上がってきたわけでありまして、土木構

造物の関係では、今回のこの補正で全て終了するのか、結果的に合計は幾らになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

また、関連して用地費も最終的に幾らになったのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、次のページの22ページであります。水資源開発対策費ということで、4,500万円減額になっているんですが、3月補正で元氣臨時交付金で執行するというところでお聞きをしたわけですが、これは来年の3月の補正ということで、こういう交付金が確定して入ってくるのか、そういう予測がついているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、その次の23ページの地域再建被災者住宅支援補助金ということで、交付金ということで18号台風の関係の補助金、府の事業でありますけれども、ここの要綱をいただいております。その中に床暖房、これは条件つきで補助対象の該当ということになっているわけですが、そもそもの前提が、床上浸水ということになっています。床暖房がだめになったということでお聞きをしたわけですが、室外機がだめになって、そのことによって床暖房が使えなくなったということ、床上ではなくて床下の段階でこういうことになったということですが、こういう床下であっても、こういう床暖房が、この要綱では該当となっているわけですが、拡大解釈してそういうのが活用できるようにならないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの子ども・子育てに関する認定区分の件でございますが、子ども・子育て支援法19条の第1項、1号、2号、3号とございます。現在で言います保育料の保育が必要かどうかとか、教育が必要かどうかという区分を、今後はされます。1号といたしますと教育が必要、2号といたしますと3歳以上で保育が必要、3号といたしますと3歳未満の方で保育が必要というふうな区分になるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、道路新設改良費の地域振興拠点施設の件でございます。

今回、補正をお願いしたのは、建物の工事費の部分等についてでございます。これは国の割り当ての内示による変更ということでございます。本年度の補正額及び来年度の要望額を合わせまして、建設工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

当初からお願いしております予算につきましては、現在、まだ変更のほうはございません。

あと、用地費についてですが、まだ用地、全て道路の部分等も含めまして整理ができておりませんので、整理できましたら、またご報告のほう、させていただきたいというふうに考

えております。

あと、水資源開発の対策費のほうでございますが、この減額分につきましては、平成24年度の補正によりまして、前倒しで国費の分をいただきましたので、その部分で今回工事のほうをさせていただいたということで平成25年度現年予算につきましては、減額ということでお願いいたしております。

あと、9月の台風によります地域再建被災者住宅の支援補助金の関係でございますが、基本的には、当初から建物に組み込まれていた部分で床上浸水以上の方の罹災証明を発行されている方が対象となるということでございます。

室外機等については、当初から設置されていない部分がございます。ビルトインタイプの冷暖房については、よその事例を見ますと、当初から建物に組み込まれていた部分については対象にするということもございますので、そういった部分につきましては、申請のあった方からご相談等をいただきまして協議のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 16ページの災害見舞金であります。61万円計上されておりましたが、災害見舞金支給要綱が本日配付をされておりましたが、本要綱の公布された年月日はいつか、お聞きをいたしておきます。

もう1点は、23ページの地域再生被災者住宅等支援補助金850万円が計上されておりますが、この補助金に関連しまして、地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱は、制定されて計上されているというふうに、私は理解しておりましたが、本日は要綱が配付されていないということは、まだ、この要綱が制定されていないというふうに理解をしていいのか、この2点につきまして、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 災害見舞金支給要綱につきましては、11月28日に公布をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回、地域再建被災者住宅の支援補助金につきましては、新規の予算をお願いしております。要綱のほうは、検討等をいたしまして定めておりますが、予算が通りましたら告示のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 災害見舞金のほうは、11月28日に交付されてからざっと約1カ月間が経過していますし、また、9月15日から16日未明に発生しました台風18号の災害からは約3カ月余りが経過をしているという状況でありまして、一般常識では、余りにも支給が遅いのではないかというふうに、私は認識をいたしております。遅くてももらえたらありがたいという声は聞いておりますが、一般常識的に考えて遅いというふうに考えていますし、本要綱が公布された日の直前に、11月28日以降に、費目を流用したり、また予備費を充当するなり、こういう手法もあったというふうに私は思うんでありますが、なぜ、そのような方法により早期に支給されなかったのか、その経緯と、また考え方についてお聞きをいたしておきます。

それと、地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱であります。予算が通ってから公布するというものでありまして、今の見舞金は要綱を制定してから予算を計上して提案されていると、これ、ちぐはぐな点がありますので、どちらの手法が正しいのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

この2点、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） ご指摘の内容については、ごもっともな点があると存じますが、一般会計の補正予算とあわせまして検討をさせていただいた経過がございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 地域再建被災者住宅の支援補助金等につきましては、今回、補正で対応ということにしてしておりますが、中身的に遡及の条項を設けておりまして、申請受付開始日以前に再建工事等に着工、または完了している場合でも、被害状況なり工事内容、また金額が確認できる場合に遡及適用を可能とするということにしておりまして、この部分等も、現在罹災証明をお持ちの方、また調査の結果、床上浸水等の対象となられている方に、ご説明させていただきまして、今回、予算のほうを提案させていただいているところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 災害見舞金のほうですけれども、今後は当初予算で、頭出しといえますか、概算で支給額が計上されるというふうに思いますが、予算を超える支給額になった場合、予備費を充当するなど、早期の対応をされることを望んでおるところであります。その点について、町長の見解をお聞きいたしておきます。

それと、地域再建被災者住宅等の支援補助金の交付要綱の制定であります。今説明していただいた内容では、ちょっと私も頭が悪くて理解ができひんところがあるんですが、見舞金支給要綱も遡及適用されておまして、その辺、これも多分被災者証明がないとできないんじゃないかなというふうに思いますので、その理由では、予算計上の後に告示するというのはいかがでしょうかというふうに、私は思いますが、その点について再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回、9月の台風で多くの方が被災されて、その関係で京都府のこういった補助金があるのでということで、要綱等を検討してまいった次第でございます。

今、おっしゃられましたように、見舞金との関係もあるところではございますが、今回初めての要綱の制定ということで、庁内の審査会等も経まして、今回、予算等をお願いしているところでございます。要綱の公布日につきましては、予算が通り次第公布し、また、被災された方にお知らせ等をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問の見舞金と本当に支援補助金の公布の仕方が、あるいは考え方がちょっと違うというご指摘、そのとおりでなというふうに、まず受けとめております。

縦割りとはいえ、京丹波町行政なんで、同じ考え方で、これからは取り扱いというんか、公布をしていきたいというふうに思います。

それと、もう1点、やっぱり、こういうお見舞いとか支援補助金については、一刻も早く実施したいと、そんな思いであります。ご意見いただいたことを参考にして、これからきちっとそういうことを早く、そして公布についても、私も、予算が通らんさかいというような思いかなと思いますので、どちらかと申しますと見舞金的に先にしておいたほうがよいかなという思いでおります。きちっと整理して、今、ご意見いただいたようなこと、なるほどよい方向に向いたなというふうに思ってもらえるように、整理したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 歳入の3ページの固定資産税の償却資産の増額なんですけど、説明の中で、設備投資の増ということをお伺いしたんですけど、大体、内容的にはどうだったかお伺いしたいのと。

歳出の22ページの土木費なんですけれども、住宅管理費の中で、住生活総合調査員報酬

というのが19万円上がっております。これは歳入のほうで府の委託金として19万9,000円というふうになっておまして、これは国による5年ごとの調査という説明をお伺いしましたが、調査員ということは、どこに依頼をされているのかということと、私ちょっと勉強不足で、本町では府営住宅というのは、何戸ほどあるのか、お伺いしたいと思います。

それと、25ページの教育費の文化財保護費の中で、今回、社寺等文化資料保全補助金として174万9,000円が上がっております。これはどこになるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 固定資産税の償却資産の部分でございます。工場なり倉庫等で11法人の増があったということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回の住生活の総合調査につきましては、町内1地区8世帯で19地区152世帯を調査対象としておまして、統計調査員の方に調査をお願いするという形で調査のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

また、府営住宅につきましては、今、数字を持ち合わせておりませんが、和知地内に1団地ございます。あと、町内の府営住宅は須知もございますので、2団地ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） ただいまの25ページの社寺文化財の補助金でございますが、当初予算におきましては、相談を受けておりました2件、市森の玉雲寺の本堂の屋根のふきかえと、それから九手神社の神饌所の改修の2件でございましたが、その後、京都府の補助金のほうが確定をいたしましたので、追加として稲次の藤森神社の屋根の改修、それから曾根の宝昌寺の涅槃図の保存修理、それから高岡の下村区の曳山の修繕、和知地区の和知太鼓の記録保存、それから戸津川の古岩神社の石垣修理の5件が追加ということで、当初予算との差額174万9,000円を追加してお願いをしているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 先ほどお聞きしました水資源開発対策ですが、これ、平成24年度の元気交付金で執行したということですが、これは、そうであれば、財源振替という、そういう補正のあり方でよいのではないかと思うんですが、その関係をお聞きいたしま

す。

それから、14ページであります。障害者自立支援事業ということで3,051万2,000円の増額補正であります。これはサービス料が増えたのか、それとも何か法的に変更があったのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 22ページの水資源開発対策費につきましては、今、おっしゃいましたように平成24年度の補正のほうで平成25年度当初に予定していた工事のほうを繰越予算で執行できたところございまして、この部分につきましては、社会資本整備の総合交付金を充てておりますので、その部分につきましては、道路新設改良費へ振りかえし、予算を執行するというところで、今回振りかえ等をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 14ページの障害者自立支援事業の増額についてでございますけれども、利用者人数の増加と認定区分の変更による利用者単価の増額でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 人件費のことでお聞きしたいんですけど、今回、時間外勤務手当が1,600万円余り追加されまして、総額で8,472万円ということです。当然、事務量の増加と合わせまして時間外勤務で対応せざるを得ないという状況から補正されるものだというふうに思いますけれども、大変ご苦労さんだなというふうに思います。偏った職員さんに負担が重くのしかかったり、過重労働につながらないような手だても当然ですし、疲労も蓄積したり体調を崩すなどの要因にもなりかねないんじゃないかというふうに思います。

例えば、臨時職員で対応するとか、臨時職員を採用しますと、雇用創出にもなりますし、特に土木関連では、今回の台風の被災によりまして、大変これからご苦労にならんなんということで、本当に大変だなというふうに思っております。

特に、そういった土木関連では、国交省も通年採用ということで、コンサルさんとかそういう会社から派遣とか出向をずっと通年を通じてされているように思います。

そういうことで、職員さんの負担の軽減をされてるのかなというふうに思っております。そういう方法もあるんじゃないかというふうに思うんですけども、例えばの話ですけど。土木について特にこれから災害の復旧に備えなんというようなことございまして、そういうことも視野に入れて検討されるお考えはないかどうか、町長にお伺いしたいというふうに思い

ます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 災害に伴う業務の増加ということで、職員には、いろいろとご苦勞を煩わしてるのかなと、まず認識でおりまして、男子職員であれば、奥さんが非常に体調等について心配されているという事実もつかんでおります。

私自身は、定員条例があるということで、民間委託とか外注とか、あるいは臨時さんとか、いろいろ活用したらいいよという話をしているんですけど、そもそも人材不足だという、まず報告を受けております。ぜひ、今日も決裁をしたんですが、いわゆるコンサルタントの仕事量、外注が増えているということですね。そういうことで職員の残業も増えているということです。

こういう時期だけ、災害が発生していないときも、かなり原料部門、非常に忙しいんで、何とか定員増が図れたらよいなという思いは持っているんですけど、それ、かなわんということになりますと、今、提案いただいたような嘱託さんとか臨時さんとか、あるいは、一番いいのは職員OBさんとかということになるんだと思うんですけど、そういう指示はしています。

しかし、かなっていないというふうに理解してもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第70号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第17、議案第70号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東 まさ子君） 5ページであります。施設介護サービス給付ということで、5,594万4,000円の減額であります。老人保健施設ということでありましたが、この原因は何なのか、また、事業計画と比べてどういう状況になっているのか、介護保険の事業計画と比べてどういう状況なのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 原因につきましては、夏場の時期にかなり長期の入院をされた方がたくさんおいでになったということで、利用人数が減少して減額になったというふうに思っております。

計画としましては、今回減額になりました分につきましては、今回の特徴的なことだと思っておりますし、全体的な流れの中で計画どおりに進行しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 老人保健施設サービス勘定のほうですが、その3ページの歳入であります、250万円サービス費収入ということで増額になっておりまして、自己負担金収入が250万円、減額になっているわけですが、サービスが増えれば自己負担分もそれに並行してお金が入ってくると思うんですが、減額になっているのはどういう理由なのかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご質問でございますが、初日の日にもご説明させていただいたんですけれども、ショートステイの場合、ショートステイが今回たくさん改善しておりますので、そうしますと、どうしても調整日で空き日が多くなってまいります。そうなりますと、いわゆる利用料のほうは増えてまいります、空き日が増えますと自己負担分のほうの空き日になった分だけが減ってまいります。このとこの差額のところで250万円と減額の250万円ということでの調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計  
補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東 まさ子君） 6ページの水道施設費委託料700万円ではありますが、提案説明  
で丹波よりの送水管ということで、提案説明では、上豊田瑞穂中央送水管の実施設計業務と  
いうことで、提案説明でお聞きしたわけではありますが、この送水管というのは、これまでは  
つながっていなかったのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 上豊田瑞穂中央送水管の件でございますけれども、統合事業に合  
わせまして、現在送水管を整備しているところでございまして、今年度につきましては、中  
台地内の送水管の工事を予定しております。

それと、今回補正で計上しておりますのは、中台方面から瑞穂中央浄水場へ向かう送水管  
でございまして、今回の金額につきましては、国道9号線を最終的に横断して瑞穂中央浄水  
場へ送るという内容でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 送水管をつなげるということで、ダムからの水が通水になりまし  
たので、そういうことに整備されていくんだと思いますが、今、ダムからの取水というのは、  
一日どのぐらい取水されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 現在のダムからの取水量でございますけれども、一日3,000  
トンで取水をしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 一日3,000トンということになりますと、既存のときに9,

100トンありましたので、1万2,000トンぐらいの水を浄化して配水していくということになっているのか、現状はそういうふうになっているのか、お聞きをしておきたいのと、それから、ダムの水につきましては、いろいろと上流にも南丹市がありますし、いろいろ改善はされているとはいえ、酪農地帯もあるということから、高度処理施設を整備してきれいな水をとというのが町の考えでもありましたし、我々給水して使用している側のそういう要望でもあったわけではありますが、このままそういう施設を整備しないまま、今飲んでいるわけではありますが、水質というのはどうなのか、もし水質が悪かったら整備するんだということであれば、悪くなったらすぐ整備がされるというわけにはいきませんので、期限もかかるわけがありますので、そういうところはどうのように考えておられるのか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 最初のご質問ですけれども、既存の取水9,000トンと3,000トンをダムから現在取水をしておりますので、合わせて1万2,000トンになるかと思えます。

それから、高度処理にあわせまして、ダムの水質の件でございますが、5月31日の通水式以来、水質につきましては原水ですけれども、水質検査を京都府とあわせて実施しております。9月ごろに多少臭気、芝くさいというような判定でございましたけれども、少しありましたけれども、通常の浄化処理で皆さんに給水できておりますので、今のところ。今後、引き続き水質を調査する中で、基本設計の中で今後、高度処理施設をするしないもあわせてですけれども、検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。10時35分まで。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長(野口久之君) それでは、休憩を解いて会議を開きます。

《日程第20、議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第20、議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番(東 まさ子君) 6ページの工事請負費であります。1,200万円管渠工事費が減額になっているわけでありましたが、グリーンハイツの事業を予定していたということでありまして、本管への移設が完了していないというふうな説明があったわけでありまして、この下水については、宅地へあふれ込んだりとか、いろいろな状況があったわけでありまして、これ、今後どういうふうに進めていかれるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 山田水道課長。

○水道課長(山田洋之君) グリーンハイツの管渠工事の関係でございます。既に、平成22年度に一部調査を終えまして、そのときに調査をしましたのが、420戸程度でございました。私どもがつかんでおります後が残る戸数というのが116戸ぐらいあるかと思っております。平成22年に調査をしました結果、誤接続というのが、先ほど言いました423戸のうち89戸ありまして、また逆誤接、汚水を雨水のほうに接続しているとか、そういうこともあるんですけど、そういう戸数が5戸ございました。合わせて割合でしますと22%ぐらいの家屋において、そういう誤接続があったところでございます。残る2割ぐらいの、まず家屋の調査をいたしまして、それをもとにしまして全体的に、宅内の配管が理由ということもございまして、なかなか個人負担というのに伴いますことから、今後、そういった助成の関係も、助成制度も考えていくことも必要かと思っております。

そんなことで、全ての戸数をまずは調査をしてから、今後どういうふうに進めていく

かということを検討したいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第21、議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第22、議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計  
補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）について、原  
案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第76号 町営土地改良事業の施行について》

○議長（野口久之君） 日程第23、議案第76号 町営土地改良事業の施行についてを議題  
とします。

これより質疑を行います。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 本事業の施行につきましては、先の一般質問でも申し上げましたように、今日までの経過の間の職員の皆さんの大変なご努力に感謝を申し上げるところでございますが、もちろん、今回の甚大な災害におきまして、採択されている箇所の範囲にとどまるものではございません。

そうした中で、この事業から漏れた部分の農業災害について、こういった方向性で温かい支援をいただくのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 今回、ご提案させていただいております補助災害にかからないものにつきましては、町独自施策であります京丹波町農林漁業関係補助金で、補助率を90%まで上げさせていただきまして、耕作放棄されることのないように、また早期に復旧できるように対応をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいまの課長の答弁をお聞きしまして、大変安心しておるところでございますけれども、関係者とともに広報等の内容等につきましても、十分検討していただいた上で、早期の復旧を目指していただきますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、発議第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第24、発議第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を議題といたします。

本意見書は、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、東まさ子君から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま上程になりました発議第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について、提案説明を行います。

まず最初に、去る12月6日、安倍政権と自民、公明両党が、国民多数の声を踏みにじって特定秘密保護法を強行したことに強く抗議をするものであります。

秘密保護法が強行された後の世論調査でも、反対の声が5割を超え、「国会論議が不十分だった」の声が8割近くに上っております。

秘密保護法は、憲法に明記された国民主権に真っ向から反するものであります。国会審議を通じて、特定秘密の指定には何の歯どめもなく秘密が際限なく広がる危険性が明らかになりました。

若狭湾の原発についての情報が特定秘密にされ、自治体にも府民にも知らされなければ、暮らしも安全も守れません。丹後半島のアメリカ軍レーダー基地計画が特定秘密にされれば、全ての情報が隠され住民の暮らしは守れません。

国民の知る権利、表現、報道の自由を奪い、国家の秘密を最優先する秘密保護法は許せません。

また、特定秘密を扱う公務員は、家族まで調査をされ、故意ではなくても過失でも秘密を漏らせば厳罰です。国民も何が秘密かわからないまま、秘密を漏らせと働きかけたとか、知ろうとしたとか、疑いをかけられ共犯にさせられるおそれがあります。実行しなくても未遂や共謀、教唆、扇動しただけでも逮捕される危険があります。

また、司法の面では、秘密保護法で逮捕された国民は、何が秘密かわかられないまま逮捕され、裁判では裁判官も弁護士も知り得た秘密の内容を漏れいすれば逮捕されるという憲法の基本人権が守られる現在の裁判制度、司法のあり方から見れば、めちゃくちゃといってもいい内容であることが明らかになっております。

この法律が、国民の知る権利と言論、表現の自由を奪い、日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義など、憲法の基本原理に反することは明らかです。国民の目、耳、口をもふさぎ、民主主義を萎縮させる社会にしようという企てを許してはならないと思います。憲法

の基本原理に反する悪法は撤廃するしかありません。議員の皆さんのご賛同を心よりお願いをいたします。

それでは、お手元に配付されております発議第6号につきまして、朗読をして提案にかえたいと思います。

発議第6号 平成25年12月24日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 東 まさ子

賛成者 京丹波町議会議員 山田 均

同じく 坂本美智代

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、防衛大臣

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

去る12月6日、特定秘密保護法案が参議院本会議で自民、公明の賛成により可決された。衆議院でも参議院でも強行採決に次ぐ強行採決で、憲政史上まれにみる暴挙である。法成立後の世論調査でも反対が51%と多数を占め、76%が国会での議論が不十分と答えている。こうした国民多数の声を踏みつけにする暴挙は許されない。

特定秘密保護法は、第一に何が秘密かも秘密とされ、どんな行政情報も「特定秘密」と指定すれば、半ば永久的に国民に隠し続けることができる。

第二に、「特定秘密」を故意であれ過失であれ、漏らした公務員に重罰を課し、「秘密」とは知らず「秘密」を知ろうとした国民も処罰をする。未遂でも共謀、教唆、扇動しただけでも罰せられる。

第三に、国政調査権を侵害し、「特定秘密」の指定や解除を監察する機関の設置も実効性はなく、法の根幹を変えないものである。つまり、憲法に定められた国民主権、基本的人権、平和主義の原則を根本から踏みにじる違憲立法であり、断じて認められない。

よって、国において特定秘密保護法を撤廃するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月24日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） 今、提案者から説明がありましたが、提案者は、法について趣旨に対しては、どう考えられているのか、国家秘密の漏えいを防ぐという部分では、必要なのかどうか1点と、あと衆参両議院で通ってしまったことなんですけど、それを京丹波町議会として、今撤廃を求めて撤廃になるのはすごく難しいことだと思いますけど、京丹波町議会として出す意味というのをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） まず一つは、提案説明でも言いましたけれども、この法律に反対しているのが51%でありますし、また、議案審議が不十分であったというのが80%を超えているという状況であって、いろいろとジャーナリスト、研究者、さまざまな皆さんが、今なお、いろいろとこの法律の危険性については訴えをされていて、国民の力を大きく広げて、この法案の施行を食いとめようということで、運動がされております。

何よりも、憲法違反の法律で立法でありますので、これは廃止するしかないという、そういう内容の法案でございます。

また、もう一つ、先に言われた質問が理解しにくかったわけでありましてけれども、そもそもいろいろな情報というのは、国民に最優先で知る権利があるので、それは秘密であると、テロとかいろいろなそういう問題の対策に、もとにしてこういう知る権利を狭めていくというのは、本当に危険なことにつながるということで思っております。ちょっと答えになっていないかも知れませんが。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、私は、発議第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

安倍政権と与党である自民、公明両党は、主権者である国民の過半数が反対をし、8割近

い国民が慎重審議を求め中、衆議院でも参議院でも強行採決を繰り返し、会期を延長してまで成立を図りました。幾ら多数を持っていても憲法に違反する法律はつくってはなりません。その理由の一つに、この法律は憲法の国民主権の原理に真っ向から反するものであります。

特定秘密の指定には歯どめがなく、際限なく広がり国民の知る権利が侵害されれば、国民主権が成り立たなくなります。

二つには、この法律は憲法に保護された基本的人権を踏みにじる弾圧憲法です。何が秘密かも秘密で、秘密を漏らした人、知ろうとした人だけでなく、共謀した人、唆した人、あおった人も処罰の対象にされます。裁判になっても、特定秘密は開示されず、何によって裁かれているのかわからないまま、重罪にされてしまいます。

三つには、この法律は、憲法の平和主義に真っ向から反する戦時立法です。国民の目、耳、口をふさいで、米国とともに海外で戦争をする国をつくる、これが目的です。強行採決が行われ、成立した後にも、反対の声は広がる一方であります。ノーベル賞受賞者の白川英樹氏をはじめとした特定秘密保護法に反対する学者の会の声明への賛同者は、12月10日現在で3,511人に達し、今なお広がっております。

また、日本ペンクラブ、日本弁護士連合会、日本を代表する演劇人、映画監督、俳優、作家などなど、さまざまな分野の人たちに広がっております。

今、秘密保護法の撤廃を国に求める意見書が、各地の議会で可決をされております。こうしたことから見ても、日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に真っ向から反する違憲立法は廃止しかないと申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

発議第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第6号は、否決されました。

《日程第25、発委第3号 「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求

める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第25、発委第3号 「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求める意見書を議題といたします。

本意見書は、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、岩田福祉厚生常任委員長から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員会委員長（岩田恵一君） それでは、ただいま上程になりました発委第3号につきまして、説明をさせていただきます。

後期高齢者医療に係る不均一保険料制度、この制度の発足時、医療費の地域格差が20%を超える市町村の被保険者の負担を軽減するため、平成20年度から平成25年度までの6年間を特例措置として実施されてまいりました。

次年度からこの不均一制度が廃止をされまして統一化されることとなっておりますけれども、本町の本年度における一人当たりの給付費は、京都府平均から見ましても28.07%と大幅に低く、依然として地域格差が大きいところであります。

今般、広域連合からも、国並びに京都府に対して制度継続に向けた要望書も提出をされているところであり、当該町としても、国に対し意見書を提出することで、福祉厚生常任委員会の中で全会一致で集約をされました。

よって、今般、発委として提案するものであり、各位におかれましても賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付の意見書を朗読し、提案とさせていただきます。

発委第3号 平成25年12月24日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 岩田恵一

「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣であります。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求める意見書

医療費の地域格差の特例（経過措置）として医療費が低い市町村の被保険者の負担を軽減することができる期間は、平成20年度から平成25年度までの6年間とされているところである。

本町の平成24年度における一人当たりの給付費は、65万7,779円であり、京都府平均の91万4,493円から見ても低く、その乖離率は28.07%となっており、本町のように不均一保険料の設定が認められている特例の府内市町村平均額と比べても8.34%の乖離がある。当該医療制度の保険料率は同一広域連合内において均一が原則であるが、本町のように依然として高齢化、過疎化が進む町村においては、医療費は6年前からほとんど変わらず、状況は何ら変わっていないのが現状であり、今後においても急増するとは考えがたい。よって、不均一保険料の適用については、現行制度が廃止されるまで適用期間を延長することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより発委第3号を採決いたします。

発委第3号 「後期高齢者医療に係る不均一保険料制度の特例期間延長」を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第26、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第27、議員派遣の件》

○議長（野口久之君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成25年第4回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまですが、この場において引き続き全員協議会を開催します。よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 原田寿賀美

〃 署名議員 梅原好範